

1. 軽自動車税とは

(1) 軽自動車税の由来

軽自動車税は、軽自動車等の所有者に対して課される区市町村の普通 税で、昭和33年に創設された税です。

その後、自動車取得税廃止後の軽自動車税は、軽自動車の取得者に対して環境性能割が、軽自動車等の所有者に対しては種別割が課税されるように改正され、令和元年10月1日から施行されました。

(2) 軽自動車の意義等 (法442)

- (ア) 軽自動者税における軽自動車とは、道路運送車両法第2条第2項の適用を受ける自動車のうち同法第3条に定める軽自動車(軽自動車に付加して一体となっているラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物等や特殊の用途のみに用いられる軽自動車に装備される特別な機械又は装備のうち、人又は物を運送するために用いられるものを含む。)をいいます。
- (イ) 軽自動車等とは道路運送車両法第2条及び第3条で定められた 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車 をいいます。

2. 軽自動車税の非課税(法445、446、447)

(1) 軽自動車税の全部又は環境性能割若しくは種別割の非課税

① 国又は非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並び に都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及 び地方独立行政法人 ⇒ 軽自動車税全部

なお、上記の者が所有者である場合には、その使用者に種別割を課税します。ただし、公用又は公共の用に供するものについてはこの限りではありません(法443③)。

- ② 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の 用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定 めるもの ⇒ 軽自動車税全部
- ③ 相続に基づく軽自動車の取得などの形式的移転により取得した軽自動車 ⇒ 環境性能割
- ④ 後掲の「非課税等対象指定車表」に記載されている非課税対象自動車 ⇒ 環境性能割

3. 軽自動車税環境性能割の課税要件等

(1) 環境性能割の課税団体、課税対象 (法443)

軽自動車税環境性能割は、三輪以上の軽自動車の取得者に対して、主 たる定置場所在の区市町村が、課税します。

(2) 環境性能割の納税義務者 (法443、444)

- ① 軽自動車税環境性能割の納税義務者は、三輪以上の軽自動車の取得者(取得者課税)です。
- ② 上記①の取得者には、製造により取得した自動車製造業者、販売の ため取得した自動車販売業者、その他運行(道路運送車両法第2条第 5項に規定する運行をいう。)以外の目的に供するために三輪以上の軽 自動車を取得した者(以下「販売業者等」という。)として政令で定め

るもの(道路以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる三輪以上の軽自動車、運行の用に供されない三輪以上の軽自動車を取得した者)を含みません。

- ③ 軽自動車等の売買において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保 している場合は、買主をその当該軽自動車の取得者とみなして、課税 します。
- ④ ③の所有権留保に係る軽自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課税します。
- ⑤ 上記②に定める三輪以上の軽自動車の取得者が、道路運送車両法第60条第1項後段に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に上記②なお書きの所有権留保付き売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして環境性能割を課税します。
- ⑥ 日本国外で三輪以上の軽自動車を取得し日本国内に持ち込んで運行 の用に供した場合には、当該軽自動車を運行の用に供する者を当該軽 自動車の取得者とみなして、環境性能割を課税します。

(4) 環境性能割の免税点(法452)

通常の取得価額が50万円以下である三輪以上の軽自動車に対しては、 環境性能割は課税されません。

(5) 環境性能割の課税標準 (法450)

上記免税点を超える、三輪以上の軽自動車の取得のために要する通常 の取得価額です。

(6) 環境性能割の税率 (法446、451、法附29の18)

三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の税率は、次表に記載されている税率の特例が適用される軽自動車以外の軽自動車については、3%が適用されます。

「非課税等対象指定車表」

「作踩忧寺刈豕怕足里衣」		
非 課 税 等 対 象 車	非課税、税率の区分	
乔 禄 悦 守 刈 豕 里	自家用	営業用
① 電気軽自動車 (燃料電池自動車を含む)	非課税	非課税
② 天然ガス軽自動車 平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準 NOx10%低減達成車	非課税	非課税
③ ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)		
(A) 乗用車		
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出 (☆☆☆☆) かつ令和2年度燃費基準達成	dガス基準75	%低減達成
かつ令和12年度燃費基準75%以上達成	非課税	非課税
かつ令和2年度燃費基準109%以上達成	非課税	非課税
かつ平成22年度燃費基準+62%以上達成	非課税	非課税
かつ令和12年度燃費基準60%以上達成	* 1%	1 %
かつ令和2年度燃費基準87%以上達成	* 1%	1 %
かつ平成22年度燃費基準+30%以上達成	* 1 %	1 %
かつ令和12年度燃費基準50%以上達成	2 %	2 %
かつ令和2年度燃費基準80%以上達成	2 %	2 %
かつ平成22年度燃費基準+19%以上達成	2 %	2 %
(B) 車両総重量2.5t以下トラック (ハイブリッド車を含む	ያ)	`
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出 (☆☆☆☆)	dガス基準75	5%低減達成
かつ平成27年度燃費基準+25%以上達成	非課税	非課税
かつ平成22年度燃費基準+57%以上達成	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成	1 %	1 %
かつ平成22年度燃費基準+50%以上達成	1 %	1 %
かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	2 %	2 %
		i e

(注1) 税率の特例

かつ平成22年度燃費基準+44%以上達成

営業用の三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の上記税率は、当分の間、 1%は0.5%と、2%は1%とされます。

また、三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の税率は、当分の間、3%は2%とされます。なお、自家用の三輪以上の軽自動車であって、乗用のものは、令和元年10月1日から令和3年12月31日の間に取得されたものに限り、2%とあるのは、1%とされます(法附29018)。

(注2) 上記表の「*1%」は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取

2 %

得されたときは、非課税となります(法附29の8の2)。

(7) 環境性能割の申告等(法454、455)

- ① 環境性能割の納税義務者は、総務省令で定める申告書で、①車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車は当該車両番号の指定を受ける時、②①に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき三輪以上の軽自動車については、当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けた時は、当該記入の時)、③上記①②に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車については、当該軽自動車の取得の日から15日を経過する日までに、申告をし、申告に係る環境性能割を納付しなければなりません。
- ② 期限後申告又は修正申告は、法第455条の定めるところにより、できます。

4. 軽自動車税環境性能割の納付の方法等(法454、456)

(1) 環境性能割の納付の方法 (法456、法附29の12)

ア 軽自動車税環境性能割は、申告納付の方法によりますが、具体的には、申告書又は修正申告書に市町村が発行する証紙を貼ってします。ただし、当該市町村の条例で環境性能割に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法が定められている場合には、これによることができます。

また、上記証紙に代えて、当該市町村の条例で、現金で納付する 旨を定めることもできます。

ただし、当分の間、軽自動車税環境性能割は、定置場所在の道府 県に納付しなければならないとされています

(2) 環境性能割の納付の期限 (法454)

(ア) 車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 ⇒ 当該車両番号

の指定の時

- (イ) 上記(ア)の三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき三輪以上の軽自動車 ⇒ 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- (ウ) 上記(ア)、(イ)以外の三輪以上の軽自動車 ⇒ 当該三輪以上の 軽自動車の取得の日から15日を経過する日

5. 軽自動車税環境性能割の各種加算金(法463の3、463の4)

環境性能割には、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金があります。 法の定めるところにより、適正な環境性能割額より申告額が過少の場合 に過少申告加算金 (5%等)が、環境性能割を申告しないときに不申告加 算金 (15%等)が、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一 部を隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書等を提出したときに重加 算金 (35%、40%等)が、課されます。

6. 納税義務の免除(法458、459)

譲渡担保財産として三輪以上の軽自動車を取得した場合や当該軽自動車を取得した者が販売業者等に一月以内に返還した場合における納税義務の 免除が定められています。

7. 减免(法461)

環境性能割の減免について、市町村長は天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認められる者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、減免することができます。

8. 環境性能割の事務の流れ(法附29の9)

軽自動車税環境性能割の徴収は、申告納付の方法を採用しています。

本来であれば、軽自動車税環境性能割は市町村税ですので、市町村が徴収すべきものですが、当分の間、自動車税環境性能割の賦課徴収の例により道府県が徴収します。

9. 軽自動車税種別割の非課税

前記2、(1)、①と②で記載しているとおりです。

10. 軽自動車税種別割の課税要件等

(1) 種別割の課税団体、課税対象(法442、443)

軽自動車税種別割は、軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力 その他の諸元の区分に応じ、主たる定置場所在の区市町村が、課税しま す。

(注)軽自動車等の定義は、前記1、(2)、(イ)に記載されています。

(2) 種別割の納税義務者 (法443、444)

- ① 種別割は、軽自動車等の所有者に課税します(所有者課税)。 なお、割賦販売などで売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は、その買主を所有者とみなして課税します(法444①)。
- ② 種別割は、軽自動車等の使用者に課税する場合があります(使用者 課税)。

例えば、国または地方公共団体等が所有する軽自動車等の貸与を受けてその軽自動車等を使用する場合は、その使用者が納税義務者になります。ただし、公用または公共の用に供するものについては、この限りではありません。

(3) 種別割の税率 (法463の15)

① 種別割の税率

標準税率 (法 463 の 15)

					**		ber der	
		車			種		年 額	
原動機付自転車	二輪のもので				量50cc以下 力600w以下	2,000円		
	二輪のもので				迢90cc以下 迢800w以下	2,000円		
	二輪のもので			同90cc走 同800w走	_	2,400円		
	(注)三輪	以上のもの	で	同20cc走 同250w走		3,700円	
小型特殊自動車軽自動車	二輪	(側車	付を含む)				3,600円	
	三輪						3,900円 (3,100円)	
	乗用 貨物		乗	営業用				6,900円 (5,500円)
		自家用				10,800円 (7,200円)		
			営業用				3,800円 (3,000円)	
			自家用				5,000円 (4,000円)	
-	=	輪	の小	型	自 重	動車	6,000円	

(参考1) 制限税率 ⇒ 標準税率の税1.5倍まで。 (参考2) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車で、農耕作業用のものその他の上記表の区分に拠りがたいものについては、用途、総排気量、定格出力その他諸元により区分を設けて、種別割の税率を定めることができるが、標準税率、制限税率と均衡を失してはならない。 (注)上記表中「軽自動車 小型特殊自動車」欄に係る年額の()内の年額は、平成27年3月31日までに初回車両番号指定を受けた軽自動車に適用される。

② 種別割の税率の特例(法附30)

「重課対象自動車〕

三輪以上の軽自動車(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール 軽自動車、混合メタノール軽自動車、プラグインハイブリッド軽自動車、 及び被けん引自動車を除く。)で、初回車両番号指定を受けた月から起算 して14年を経過した月の属する年度以後の種別割の税率は、重課されま す。概ね20%を重課します。

「軽課対象自動車〕

		初回車両番号指定	軽課年度	軽減割合	
		令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね75%	
①電気軽自動車		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和 4 年度分		
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和 5 年度分		
②天然ガス軽自動車		令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分		
平成30年排出ガス基 準適合又は		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和 4 年度分	概ね75%	
平成21年排出ガス基 準10%低減達成		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分		
	令和 2 年度燃費基準 +30%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね50%	
③ガソリン軽自動車 (乗用) 平成30年排出ガス基	令和 2 年度燃費基準 +10%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね25%	
	令和12年度燃費基準 90%以上かつ		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和 4 年度分	概ね50%
準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基	令和2年度燃費基準 以上達成*	令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	194.4 より0 70	
準75%低減達成	令和12年度燃費基準 70%以上かつ	令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和 4 年度分	概ね25%	
	令和 2 年度燃費基準 以上達成*	令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	194442576	
④ガソリン軽自動車 (貨物用)	平成27年度燃費基準 +35%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね50%	
平成30年排出ガス基 準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基 準75%低減達成	平成27年度燃費基準 +15%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね25%	

^{*}については営業用に限る

(4) 種別割の賦課期日 (法463の16)

種別割の賦課期日は4月1日です。

11. 種別割の納付の方法等 (法463の17、463の18)

(1) 種別割の納付の期限 (法463の17)

原則として、納税通知書に記載されている納期限(原則として、4月中において当該市町村の条例で定めますが、特別の事情がある場合にはこれと異なる納期を定めることができます。)までですが、軽自動車等に当該市町村の交付する標識を付すべき場合は、標識を交付される際が納付の期限といえます。

(2) 種別割の納付の方法 (法463の18)

軽自動車税種別割は、普通徴収の方法により徴収します。具体的には、 種別割の納税通知書を遅くとも納期限前10日前までに納税者に交付しま す。

なお、当該市町村の条例により、軽自動車等に当該市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合には、その交付の際に当該市町村の発行する証紙で種別割を徴収でき、また、これに代えて現金の受領の後に納税済印を押すことにより徴収できます。

12. 減免(法463の23)

種別割について、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認められる者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、減免することができます。

13. 種別割の事務の流れ

(1) 申告・報告書の受付(法463の19)

納税義務者は、軽自動車税種別割の賦課徴収に関し必要な事項を申告、 報告することとされています。

当該申告・報告書の内容を審査し、電算組織に入力します。

(2) 納税通知書の送付

種別割の普通徴収の場合には、4月1日現在の軽自動車等の所有者に 対し、納税通知書を送付します。